

監査委員 告示 第 3 号

地方自治法第 199 条第 4 項に基づき定期監査を行ったので、その結果報告書を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 25 年 4 月 16 日

塩竈市監査委員 高橋 洋一

塩竈市監査委員 伊藤 栄一

定期監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項に基づき定期監査を行ったので、その結果を同条第 9 項の定めに基づき報告します。

記

- 1 監査の対象 水道部、会計課及び選挙管理委員会事務局
- 2 監査実施場所 水道部庁舎内及び監査事務局
- 3 監査実施期間 平成 25 年 2 月 13 日（水）～平成 25 年 2 月 20 日（水）
- 4 監査の方法

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求め審査を行った。監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など、並びに事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。また、予算の執行、物品、財産の管理、契約・検収状況など、事務事業の執行状況について、適法性、効率性、適正性などの観点から監査を実施した。

- 5 監査の結果

歳入歳出の状況は、それぞれ別表に示したとおりである。財務に関する事務の執行、並びに事務事業の執行状況は概ね適正に執行されていると認められた。